

子育て世帯への臨時特別給付金 現金10万円を一括支給します

四街道市では、国の子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)が実施されることを受け、国から追加分の5万円相当のクーポン給付について、支給対象者の利便性を鑑み、先行給付金の5万円と合わせて対象児童1人あたり現金10万円を一括で支給します。

■給付金額:児童1人あたり10万円(先行給付金5万円+追加分5万円)

■年内支給の対象

令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童(約10,800人)とその世帯の高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(約800人)

■支給日:令和3年12月24日(金)予定

■児童手当受給者(上記年内支給の対象)以外の給付について

高校生等(15歳～18歳)のみを養育している人、児童手当(本則給付)を受給している公務員、令和3年10月以降に出生した児童を養育している人については、令和4年1月上旬に申請書等を送付する予定です。

お問い合わせ先
健康こども部子育て支援課
担当:能勢
☎ 043-421-6124